

平成 2 9 年度

# 財政援助団体等監査結果報告書

所沢市文化団体連合会

所沢市監査委員



所 監 第 7 5 号

平成30年 3月30日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様

所沢市議会議長 杉 田 忠 彦 様

所沢市監査委員 竹 山 登

同 能 登 則 之

同 中 毅 志

同 荻 野 泰 男

### 財政援助団体等監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象団体及び所管課

- 1 対象団体 所沢市文化団体連合会
- 2 所管課 市民部文化芸術振興課

## 第3 監査の範囲及び対象事項

平成28年4月1日から平成30年1月19日までに交付された文化団体連合会補助金の効果及び出納その他の事務

## 第4 監査の期間

平成29年11月30日から平成30年3月29日まで

## 第5 監査の方法

補助金の交付目的が達成されているか、交付手続き、会計経理が適正であるかを主眼として、関係書類を調査するとともに、平成30年1月19日に所沢市文化団体連合会及び市民部（文化芸術振興課）から説明聴取を行った。

## 第6 監査の結果

監査の対象となった事務事業については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、注意事項については、速やかに対応のうえ、所定の様式で処理経過及び結果を報告されたい。

## 1 注意事項

### (1) 補助金交付事務について

文化団体連合会補助金は、同交付要綱により、補助対象経費から所沢市民文化センター利用料金を除くとしている。

しかしながら、補助金の交付申請から確定通知に係る書類においては、補助対象経費に所沢市民文化センター利用料金が含まれていた。

補助金の交付にあたっては、十分に審査し、要綱に基づいた適正な事務を執行されたい。

〔市民部文化芸術振興課〕

### (2) 加盟団体に対する補助金について

所沢市文化団体連合会は、所沢市文化祭に関する内規により、加盟団体の文化祭事業に対し補助金を交付しているが、補助対象経費や算定基準等については定められていない。また、加盟団体からは内規に定められている事業計画書の提出がなされていなかった。

この補助金は、市が交付する文化団体連合会補助金の一部であることから、交付にあたっては事業内容及び用途の十分な審査をするとともに、内規の見直しについて検討するよう、連合会に対し指導されたい。

〔市民部文化芸術振興課〕

## 2 要望事項

### (1) 所沢市文化団体連合会のあり方について

所沢市文化団体連合会は、市民文化の向上及び文化性の高いま

ちづくりに資することを目的に設立され、また同会補助金は、所沢市の文化団体の育成を図り、文化芸術の振興に資することを目的に交付している。

しかしながら、その事業は文化祭の開催を主としており、補助金の使途についても、その実施に係る経費が多くを占めている状況である。

各分野の文化芸術の向上及び文化祭事業を継続しながらも、連合会内での研修、近隣市の類似団体との意見交換及び新規加盟団体の積極的な勧誘など、目的の達成に向けた組織の活性化について検討されるよう要望する。

〔市民部文化芸術振興課〕

## 所沢市文化団体連合会の概要等

### 1 団体の概要

#### (1) 所在地

所沢市並木一丁目1番地の1

#### (2) 代表者

会長 平原 賢一（平原 東道）

#### (3) 設立目的

文化団体の連絡協調を図り、市民文化の向上及び文化性の高いまちづくりに資することを目的とする。

### 2 補助金の内容

#### (1) 名称

文化団体連合会補助金

#### (2) 交付目的

所沢市の文化団体の育成を図り、文化芸術の振興に資するため、所沢市文化団体連合会に対し補助金を交付する。

#### (3) 交付金額

平成28年度 2,870,000円

平成29年度 2,870,000円

#### (4) 対象事業

所沢市文化団体連合会活動に係る事業